平成２５年（フ）第１００３号
名古屋市北区如意１丁目109番地　みゆき荘103号
債務者　小北　信吾
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０６３号
愛知県北名古屋市九之坪葭田56番地　すずらん101号
債務者　横井ひとみ
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４５号
鹿児島県志布志市志布志町安楽2265番地８、前住所鹿児島県志布志市志布志町帖6571番地宝満団地431号
債務者　橋口　智美
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
青森県むつ市大湊浜町14番７号
債務者　上野恵美子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
青森市大字瀬戸子字磯田２番地16
債務者　瀧本　省輔
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６９号
青森県三戸郡階上町蒼前西２丁目９番地2833ロイヤルファースト103号室、前住所青森県八戸市西白山台５丁目９番10号
債務者　三浦　　覚
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第９３３号
名古屋市中川区長良町３丁目140番地　エクセルシオール雅303号
債務者　成田　貴行
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５１５号
大阪市浪速区敷津西１丁目５番７―301号
債務者　田中　康久
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６３４号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番C19―404号
債務者　河﨑　礼子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６５０号
大阪市東成区大今里南２丁目９番２―108号
債務者　中筋由梨こと　權　　由梨
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８９１号
大阪市港区弁天４丁目12番８号　カージア弁天403号
債務者　上田　栄治
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０５４号
大阪府茨木市彩都やまぶき４丁目３番６号　サンフォレスト101号
債務者　黒田　直美（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０６７号
大阪府寝屋川市寝屋１丁目27番14号
債務者　安井　啓子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０９９号
大阪市西成区天下茶屋３丁目９番11号
債務者　浦田　博美（旧姓三谷）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１０８号
大阪市住吉区長居西２丁目２番４号　ウイン長居西405号
債務者　舩木　憲治
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１４０号
大阪府東大阪市大蓮東４丁目14番28―308号
債務者　岩津　克芳
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１４１号
大阪市平野区流町２丁目３番３号メゾン・ル・ノール　302
債務者　岩津　佳世
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部